

「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和7年5月30日  
農林水産省水産庁

この度、「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令案」について、令和7年2月10日から3月11日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、8名の方から御意見が寄せられました。

お寄せいただいた主な御意見及びそれに対する考え方を別紙1のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約させていただきます。

また、本件につきましては、パブリックコメントに付した案に一部修正を加え、別紙2のとおり当該省令を制定することとしましたのでお知らせいたします。

皆様方の御協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【問い合わせ】**

農林水産省水産庁漁政部加工流通課  
電話：03-3502-8427